# 公　　示

制　　定　令和３年１月２９日　九運公第７８号
一部改正　令和５年６月１２日　九運公第１７号

道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）第５５条の規定に基づき、農耕トラクタ（大型特殊自動車及び小型特殊自動車）であって農作業機を備えるものについて下記のとおり基準緩和認定したので公示する。

ただし、現に自動車検査証の交付を受けている自動車にあっては、この公示にかかわらず、なお従前の例による。

令和３年１月２９日

九州運輸局長

記

１．認定番号及び認定日
九運技技第６９８号　　令和３年１月２９日

２．対象となる自動車
農耕トラクタ（大型特殊自動車及び小型特殊自動車）であって農作業機を備えるもの

３．基準緩和を認定する条項（緩和を要する条項に限る）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 保安基準 | 第２条第１項 | （幅） | 〔002〕 |
| | 第５条 | （安定性） | 〔007〕 |
| | 【最大安定傾斜角度に限る】 | | |
| | 第１８条第１項第３号 | （車枠及び車体） | 〔017〕 |
| | 第３４条第１項※ | （小型特殊自動車の寸法規定） | |
| | 【車幅灯、尾灯、制動灯及び後退灯に限る】 | | |
| | 第３４条第３項 | （車幅灯） | 〔030〕 |
| | 【最外側からの取付位置に限る】 | | |
| | 第３７条第３項 | （尾灯） | 〔034〕 |
| | 【最外側からの取付位置に限る】 | | |
| | 第３７条の３第３項 | （駐車灯） | 〔035〕 |
| | 【最外側からの取付位置に限る】 | | |
| | 第３８条第３項 | （後部反射器） | 〔036〕 |
| | 【最外側からの取付位置に限る】 | | |
| | 第３９条第３項 | （制動灯） | 〔037〕 |
| | 【最外側からの取付位置に限る】 | | |
| | 第４０条第３項 | （後退灯） | 〔038〕 |
| | 【個数及び取付位置に限る】 | | |
| | 第４１条第３項 | （方向指示器） | 〔039〕 |
| | 【最外側からの取付位置に限る】 | | |
| | 第４１条第３項 | （側面方向指示器） | 〔040〕 |
| | 【前端からの取付位置に限る】 | | |
| | 第４１条の３第３項 | （非常点滅表示灯） | 〔041〕 |
| | 【最外側からの取付位置に限る】 | | |
| | 第４２条 | （その他の灯火等の制限） | 〔042〕 |
| | 【農作業機最外側附近に備えるものであって、次に該当するもの】 | | |
| | ①反射光の色が赤色である反射器であって前方に表示するもの | | |
| | ②反射光の色が白色である反射器であって後方に表示するもの | | |
| | ③灯光の色が赤色であるもの | | |

※　農作業機を取り外した場合に長さ4.7メートル以下、幅1.7メートル以下、高さ2.0メートル以下、かつ、最高速度15キロメートル毎時以下の小型特殊自動車に限る。

4．条件及び制限

（1）保安基準第３４条第１項から第４１条の３第３項の緩和を要する自動車

①　運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。〔185〕

②　農作業機最外側付近の前面の両側には、白色反射器を備えること。〔189〕
〔前面に備える灯火等が（２）②の外側表示板を除き全て基準に適合するものを除く〕

③　農作業機最外側付近の後面の両側には、赤色反射器を備えること。〔190〕
〔後面に備える灯火等が（２）②の外側表示板及び⑥の赤色灯火器を除き全て基準に適合するものを除く〕

（2）保安基準第２条第１項（幅）の緩和を要する自動車

①　農耕トラクタ又は農作業機の後面及び運転者席には、農作業機装着状態の幅を表示すること。〔175〕

②　農作業機最外側付近の前面及び後面の両側には、外側表示板を備えること。〔177〕

③　道路法上の道路の運行にあたっては、道路管理者から特殊車両通行許可証を取得すること。〔184〕

④　運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。〔185〕

⑤　農作業機最外側付近の前面の両側には、白色灯火器（光度３００カンデラ以下）を備えること。〔176〕
〔前面に備える灯火等が（２）②の外側表示板を除き全て基準に適合するものを除く〕

⑥　農作業機最外側付近の後面の両側には、赤色灯火器（光度３００カンデラ以下）及び赤色反射器を備えること。〔178〕
〔後面に備える灯火等が（２）②の外側表示板及び⑥の赤色灯火器を除き全て基準に適合するものを除く〕

（3）保安基準第５条（安定性）の緩和を要する自動車

①　農作業機を装着した際の運行速度は、１５キロメートル毎時以下とする。〔---〕

②　農耕トラクタ又は農作業機の後面及び運転者席には、制限速度を表示すること。〔186〕

③　運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。〔185〕

（4）保安基準第１８条第１項第３号（車枠及び車体）の緩和を要する自動車

①　自動車の後面及び運転者席には、リアオーバーハングを表示すること。〔009〕

②　運行に当たっては、道路交通法、道路法及び農道管理条例を厳守すること。〔185〕

5．その他

（1）大型特殊自動車にあっては、自動車検査証の備考欄に「農耕トラクタ（作業機付）一括緩和」〔094〕の記載を行うものとする。

（2）外側表示板とは、赤と白のストライプ（外向き及び下向きに45度の角度になるように配置）が表示されたパネルを農作業機の前面及び後面の両側に備えることにより、車両の幅を他の交通に明示するためのもの。欧州委員会の農耕トラクタの安全性要件規則6.26に定めるシグナリングパネルに準じて取り付けるものとし、反射の有無は問わないものとする。